

青森県報

第三千七百五十三号

平成二十五年

十月七日

(月曜日)

目次

告示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二

豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の施行……………(道路課) ……二

公告

公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する……………(県民生活) ……三

同法第十条第二項の規定による公告……………(文化課) ……三

出先機関

道路の位置の指定……………(西北地域) ……四

告 示

青森県告示第七百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から

障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十五年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内一丁目大室平九一	共同生活援助	グループホーム陽まわり荘	むつ市金谷二丁目一八の七一	平成二十五年十月三十一日

青森県告示第七百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
株式会社クアイト	宮城県仙台市若林区木ノ下四丁目七の一〇	就業継続支援A型	アイデンド	八戸市大字三丁目四三の四一階	平成二十五年十月三十一日
有限会社社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	共同生活介護	グループホーム夢の森かなぎ	五所川原市金木一丁目芦野二〇〇の二	"
有限会社社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	共同生活援助	グループホーム夢の森かなぎ	五所川原市金木一丁目芦野二〇〇の二	"

特定非営利活動法人おいらせサボイトラハウスKの家	十和田市大字法量字焼山六四の二二七	共同生活介護	ぱれっと	十和田市大字奥の五下川目一〇	"
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内一丁目四の六二	共同生活介護	共同生活事業	むつ市小川町一丁目一四の六二	"
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内一丁目四の六二	共同生活介護	共同生活事業	むつ市小川町一丁目一四の六二	"

青森県告示第七百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したため、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名 称	所在地	指定年月日
メモリー株式会社	メモリー株式会社	上北郡七戸町字向平四二の一八	児童発達支援	メモリー株式会社	上北郡七戸町字蛇坂五〇の一九	平成二五・〇・一
メモリー株式会社	メモリー株式会社	上北郡七戸町字向平四二の一八	放課後等デイサービス	メモリー株式会社	上北郡七戸町字蛇坂五〇の一九	"

青森県告示第七百二十三号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり市道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項前段の規定により告示する。

平成二十五年十月七日

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
小和森尾崎線	平川市尾崎木戸口一八六の八から平川市尾崎木戸口一八六の四まで	改築（道路改良）	平成二五・〇・一〇

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

公有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
青森市大字浅虫字山下一三一の三	宅地	二六三・五四
青森市大字羽白字沢田七三〇	宅地	四七一・五六
南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川一八六の四、一八八の四、一五六の一三	田	七五五・二四
五所川原市大字金山字梅ヶ枝九六の二	宅地	九九三・二四
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅地	三五九・九九
つがる市木造藤田一六三の二	宅地	五八四・〇〇

北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三三の四九	宅地	二七九・二九
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜三二一八の五	宅地	六三三・八二
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野一三の二、一一三の四、一一三の七	宅地	一、三〇八・五五
北津軽郡鶴田町大字高蒲川字一本柳一五〇の二	宅地	一一三・二〇
北津軽郡中泊町大字中里字龜山七七七の一三九	宅地	八〇一・〇一

二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所
 一に掲げる土地の所在地
 四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課
 青森市中央一丁目の一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時
 1 入札場所
 青森市長島一丁目の一
 青森県総務部財産管理課

2 入札日時
 平成二十五年十一月一日 午前九時から
 平成二十五年十一月八日 午後五時まで（必着）
 土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所
 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟八階A会議室
 4 開札日時

平成二十五年十一月二十二日 午前十時から
 開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 大鰐町の物件については、売買契約締結後所定の期間内に農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第一項第六号の届出が受理されることを停止条件とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年八月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ＩＴ事業センターはちのへ  
代表者の氏名

市川 洋子

四 主たる事務所の所在地

八戸市吹上五丁目四の八四

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域の住民に対し、ＩＴ技術を習得するための支援およびＩＴを生かした生涯学習活動を支援し、さらにＩＴを核にした子どもの健全育成やまちづくり活動に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び鰯ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十月七日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

|                                           |          |                     |            |
|-------------------------------------------|----------|---------------------|------------|
| 位置                                        | 延長       | 幅員                  | 指定年月日      |
| 西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字下富田三の二七、九の二、九の七四、九の七八及び九の七九 | 四七・三メートル | 六・〇メートルから八・〇三メートルまで | 平成二五・一〇・二五 |
|                                           | 三四・五メートル | 六・〇メートルから八・〇メートルまで  |            |

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭